

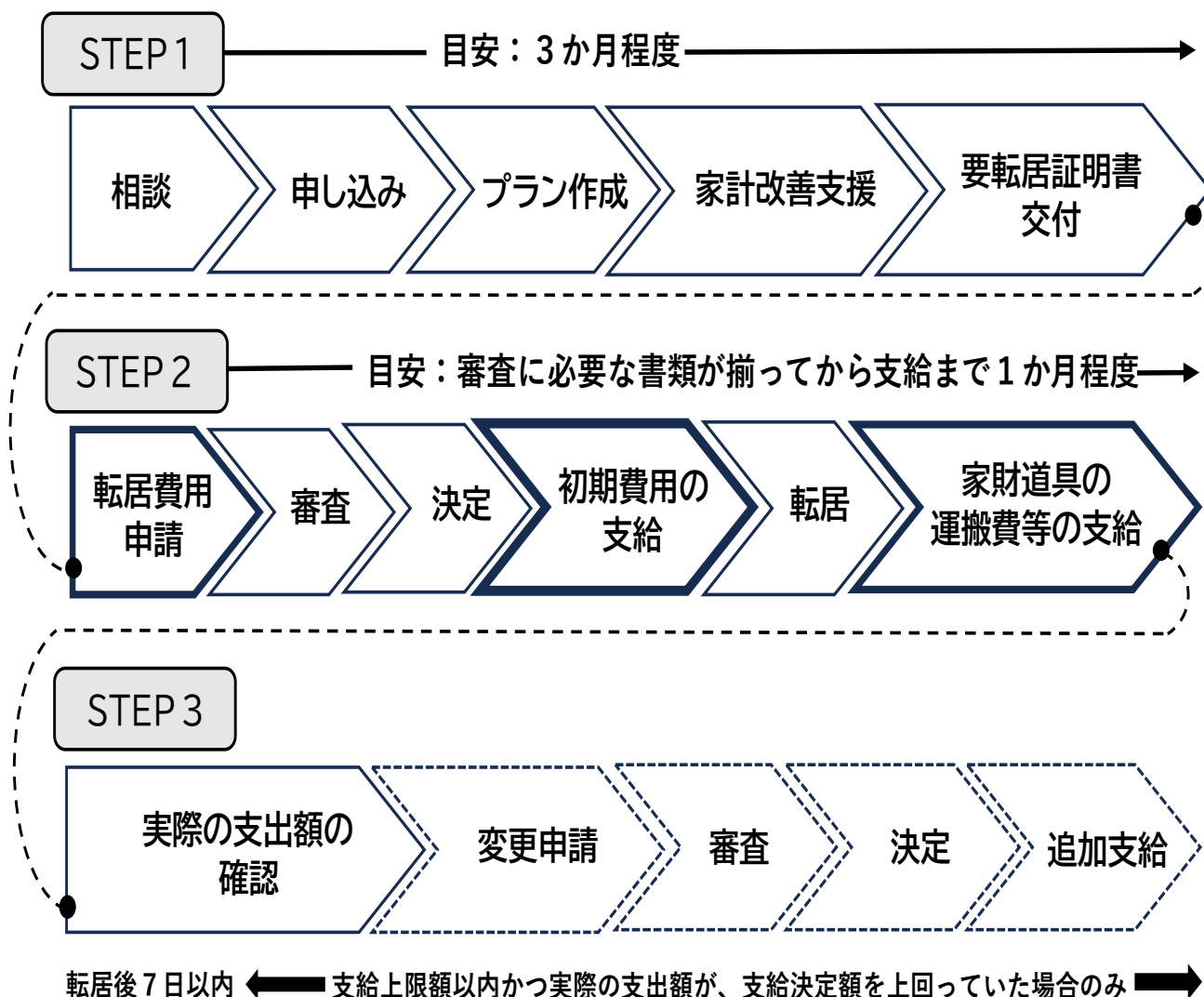
住居確保給付金（転居費用補助）の案内

収入が大きく減少し、家賃が安い住宅に転居する必要がある方に、家計改善の支援により転居することで家計が改善すると認められることを要件として、転居費用を補助します。

相談から支給までの流れ

転居費用補助の支給を申請するには、家計改善支援事業による支援の結果として、転居が必要であり、その費用の捻出が困難と認められることが要件の1つとなっています。

そのため、まずは、家計改善の実施が必要となります。



収支のバランスや借金の状況などを整理し、家計を管理できるようにアドバイスします。必要に応じて、専門窓口の紹介を行います。

① 対象経費

◎支給対象となる経費	×支給対象とならない経費
・ 転居先への家財の運搬費用 ・ 転居先の住宅に係る初期費用 (礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料) ・ ハウスクリーニングなどの原状回復費用 (転居前の住宅に係る費用を含む) ・ 鍵交換費用	・ 敷金 ・ 契約時に払う家賃(前家賃、共益費含む) ・ 家財や設備(風呂釜、エアコン等)の購入費

② 支給上限額(住宅扶助基準額の3倍が上限となります。)

世帯人数	基準額×3倍	支給上限額
1人世帯	24,200 円×3倍	72,600 円
2人世帯	29,000 円×3倍	87,000 円
3人～5人世帯	31,500 円×3倍	94,500 円
6人世帯	34,000 円×3倍	102,000 円

③ 支給方法

原則として、霧島市が不動産仲介業者等の口座に直接振り込みます。



申請時に次の①～⑦のすべてに該当する方が対象になります。

□ ① 基本要件

申請者と同一世帯者の死亡、又は申請者もしくは申請者と同一世帯者の離職、休業等により、申請者の世帯収入の合計額（以下、「世帯収入額」という。）が著しく減少し、経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者。

□ ② 収入減少期間要件

申請月において、世帯収入額が著しく減少した月から2年以内であること。

□ ③ 生計維持要件

申請月において、申請者その属する世帯の主たる生計維持者であること。

□ ④ 収入要件 ➤ 収入要件の確認は、4ページを参照

□ ⑤ 資産要件

申請日における世帯全員（申請者及び申請者と同一の世帯に属する者）の所有する金融資産の合計額が、下表の金融資産上限額以下であること。

世帯人数	1人	2人	3人	4人以上
金融資産上限額	468,000 円	690,000 円	840,000 円	1,000,000 円

- ・ 金融資産とは、預貯金、現金、外貨、債券、株式、投資信託等を指します。
- ・ 生命保険（個人年金保険・学資保険）は含みません。
- ・ 負債がある場合でも、金融資産とは相殺はしません。

□ ⑥ 家計に関する相談支援において、転居することが自立を促進するために必要であるが、その費用の捻出が困難であると認められること。

- より家賃が低額な物件等へ転居することで、支出が削減する。
- 転居に伴い家賃が上がる（持ち家からの転居を含む）が、家賃負担を含めた家計全体の支出が改善されるなど。

□ ⑦ 自治体等が実施する離職者等に対する転居の支援を目的とした類似の給付等を申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。

- ☐ ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員ではないこと。
- ☐ ⑨ 現在、生活保護を利用していないこと。
- ☐ ⑩ 過去に住居確保給付金の転居補助費用を受給していないこと。もしくは、過去に支給を受けたが、その支給が終了した月の翌日から起算して1年以上経過していること。
- ☐ ⑪ ①～⑩までの項目に該当し「住居確保給付金申請時確認書(様式1-1A)」の内容について誓約及び同意すること。

4

収入基準額について

申請日の属する月における、世帯全員（申請者及び申請者と同一の世帯に属する者）の収入合計が、次の「収入基準額」を超えないこと。

■ 収入とは、給与収入、事業収入（自営業など）、公的給付（失業給付や年金）、定期的な仕送りなど、申請日の属する月の世帯全体の収入額です。

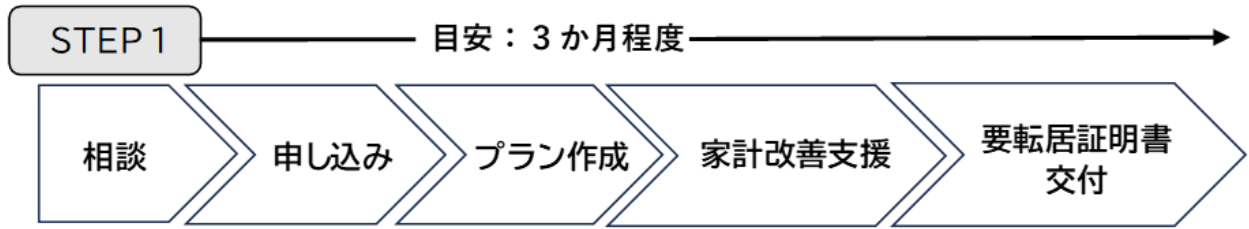
【給与収入】総支給額（社会保険料等天引き前）－ 交通費支給額

【自営業等の事業収入】総収入金額－必要経費（※確定申告に準ずる）

※ 算定外対象

手当給付（児童手当・児童扶養手当・奨学金など）、職業訓練受講給付金、各種保険金の受取、通勤手当、裁判所等で作成された証明書により確認可能な養育費など

世帯人数	①収入基準額 ②基準額 + 申請者家賃（③家賃上限額）	④収入上限額
1 人	86,000 円 + 申請者家賃（上限 24,200 円）	110,200 円
2 人	124,000 円 + 申請者家賃（上限 29,000 円）	153,000 円
3 人	147,000 円 + 申請者家賃（上限 31,500 円）	178,500 円
4 人	175,000 円 + 申請者家賃（上限 31,500 円）	206,500 円
5 人	209,000 円 + 申請者家賃（上限 31,500 円）	240,500 円
6 人	242,000 円 + 申請者家賃（上限 34,000 円）	276,000 円



① 相談

家計の見直しなど、困っていることをお聞かせください。

② 利用申込み

自立相談支援事業及び家計改善支援事業の利用申込みをします。

③ プラン作成・目標設定

家計の見直しやその他の困りごとについて、地域福祉課・地域福祉グループの職員と一緒に整理を行います。

また、解決に向けた目標を立てて、具体的に取り組むためのプランを作ります。

④ 家計改善支援の実施

家計の状況を改善させるため、現在の収入や支出の状況を把握し、家計の「見える化」を図り、生活を再生させるための「家計再生プラン」を策定します。

その際、家計改善のために転居が必要であること、及び転居のための費用の捻出が困難であることを確認し、家計改善のための家賃のおおよその目安を提示します。

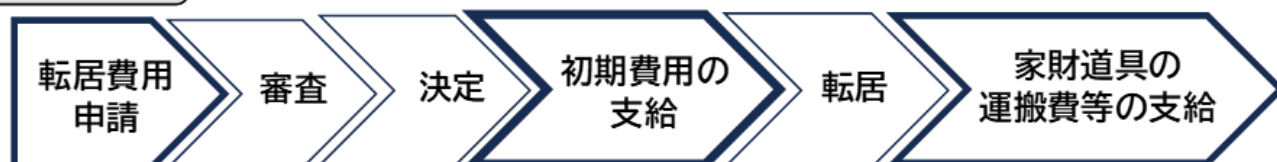
⑤ 住居確保給付金要転居証明書（様式 10）の交付

家計改善支援の結果、転居が必要と認められた場合に交付します。



STEP 2

目安：審査に必要な書類が揃ってから支給まで1か月程度→



⑥ 住居確保給付金（転居費用補助）の申請

前項で転居が必要と認められた場合は、下記の書類を地域福祉課・地域福祉グループへ提出してください。

ア	住居確保給付金支給申請書（様式 1-1）、住居確保給付金申請時確認書（様式 1-2A）
イ	本人確認書類（次のいずれかの書類。写真なしの場合は2つ求める場合があります。） □運転免許証 □個人番号カード □住民基本台帳カード □一般旅券 □身体障害者手帳 □療育手帳 □精神障害者保健福祉手帳 □各種健康保険証 □住民票の写し □住民票記載事項証明書 □戸籍謄本 など
ウ	下記のいずれかを証する書類 □ <u>離職または廃業2年以内であることが確認できる書類の写し</u> ※ 離職票、雇用保険受給資格者証等がない場合は、給付振込が一定の時期から途絶えている通帳の写しなど、離職者であることが確認できる何らかの書類。 ※ ただし、2年以内を要件としていますが、疾病、負傷、育児等のやむを得ない事情により、連続して30日以上求職活動ができなかった日数がある方は申し出てください。 □ <u>就業している個人の給与、その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由または都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職または廃業の場合と同等程度の状況にあることが確認できる書類の写し</u> ※ 雇用主からの休業を命じる文書、アルバイト等のシフトが減少したことがわかる文書、請負契約のアポイントがキャンセルになったことが確認できる何らかの書類。 □ <u>その他（例：配偶者の死亡などにより世帯収入が減少した場合）</u> ※ 収入の著しい減少となった事実を客観的に証明できる書類
エ	申請者及び申請者と生計を共にしている同居の親族のうち、収入がある者についての収入が確認できる書類の写し ※ 給与明細書、預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ、雇用保険の失業給付等を受けている場合は「雇用保険受給資格証明書」、年金を受けている場合は「年金証書」、福祉手帳等。
オ	申請者及び申請者と生計を共にしている同居の親族の金融機関の通帳等の写し ※ 現金、債券、株式、投資信託等も金融資産に含みます。

⑦ 転居先の住居の確保及び不動産仲介業者等との調整

支給申請者は、家計改善支援事業を通じて示された家賃額をおおよその目安として、不動産仲介業者等への申請書の写しを提示し、転居先の住居を探します。

- 初期費用等の支払い期限や入居予定日、賃貸借契約日等について、予め不動産仲介業者等と調整をお願いします。
- 確保しようとする住居が、家計改善支援事業を通じて示された家賃額を超える場合には、地域福祉課・地域福祉グループに連絡してください。

⑧ 追加書類の提出

転居先が決定後、下記の書類を地域福祉課・地域福祉グループへ提出してください。

力	☐ 入居住宅に関する状況通知書（様式 2-2） ※ 不動産仲介業者等に記入を依頼してください。 ☐ 転居に要する費用がわかるもの（家財の運搬費用、原状回復費用等の見積書）
---	---

⑨ 審 査 ※ 決定内容については本人へ通知します。

..... 以下は、支給決定された場合の流れ

⑩ 不動産仲介業者等への報告、初期費用の支給

- ☐ 申請者 ⇒ 不動産仲介業者等に住居確保給付金（転居費用）が支給決定されたことを報告してください。
- ☐ 霧島市 ⇒ 不動産仲介業者等の指定口座へ初期費用を振り込みます。

- ※ 転居費用が決定支給額を超える場合、差額は自己負担になります。
- ※ 転居費用の支払額が決定支給額を下回った場合は、差額分を返還させていただきます。

⑪ 転居・家財道具の運搬費用等の支給

家財道具の運搬費用等を、原則、霧島市から業者の指定口座に振り込みます。



STEP 3



転居後 7 日以内 ◀ 支給上限額以内かつ実際の支出額が、支給決定額を上回っていた場合のみ ▶

⑫ 住居入居日から 7 日以内に住居確保報告書（様式 5）及び必要書類を提出

下記の書類を地域福祉課・地域福祉グループに提出してください。

キ	☐ 住居確保報告書（様式 5） ☐ 賃貸借契約書の写し ☐ 新住所における住民票の写し
---	--

- ★ 実際の支出額が支給決定額を上回っていた場合で、支給上限額以内かつ支給対象経費であり、社会通念上妥当な範囲であれば、差額を追加支給できる場合がありますので、ご相談ください。
- ★ 実際の支出額が支給決定額を下回っていた場合は、差額分を返還していただきます。

◎ 総合支援資金貸付（住居入居費・生活支援費）について

- 転居費用補助の支給対象外の敷金、契約時に支払う家賃（前家賃）などを用意するのが困難な場合は、霧島市社会福祉協議会に総合支援資金貸付（住居入居費）の借り入れ相談が可能です。
- 住居入居費のほか当面の生活費が必要な場合は、霧島市社会福祉協議会に総合支援資金貸付（生活支援費）の借り入れ相談が可能です。

6 適正な受給のために

①	就職等により新たな収入が見込まれる場合には、地域福祉課・地域福祉グループに必ず届出をしてください。
②	虚偽の申請や届出など、不適正な受給に該当することが判明した場合には、以後の給付金を中止するとともに、過支給分の全額または一部について返還していただきます。
③	本給付金の振込先である不動産仲介業者等が、暴力団員等と関係を有する不動産仲介業者等であることが確認された場合には、当該不動産仲介業者等が関わる給付の振込を中止します。

【お問い合わせ先】

〒899-4394 霧島市 国分中央 三丁目45番1号
 霧島市 保健福祉部 地域福祉課 地域福祉グループ（市役所別館 1F）
 TEL 0995-55-4038（直通）